

## 東京都特殊疾病対策協議会設置要綱

平成 12 年 6 月 13 日 12 衛福特第 178 号  
最終改正 令和 5 年 6 月 21 日 5 福保保疾第 555 号

## (設置)

第 1 難病等の特殊疾病に係る対策の強化・充実及びその推進を図るため、東京都特殊疾病対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (協議事項)

第 2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を保健医療局長に報告する。

- (1) 特殊疾病対策の在り方に関する事。
- (2) 難病患者等に係る医療費等の助成に関する事。
- (3) 在宅難病患者の療養支援に関する事。
- (4) その他特殊疾病対策に関する事。

## (構成)

第 3 協議会は、次に掲げる委員をもって構成し、保健医療局長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 15 名以内
- (2) 東京都職員 8 名以内

## (任期)

第 4 第 3 に掲げる委員の任期は、2 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長)

第 5 会長は委員の互選とする。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (部会等)

第 6 第 2 に掲げる協議事項のうち、専門的な事項を検討するため、協議会に次の部会を置く。

- (1) 疾病部会
- (2) 在宅療養・医療連携支援対策部会
- (3) 腎不全対策部会
- (4) 移植医療推進部会

2 協議会は、必要があると認めるときは、前項以外の部会及び分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

3 部会等は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員及び会長が指名する者の

うちから保健医療局長が別に委嘱又は任命する部会等にのみ属する委員をもって構成する。

4 前項の部会等にのみ属する委員の任期は、第4（任期）に準ずるものとする。

5 部会等に部会長又は分科会長を置き、その選任及び職務等は、第5（会長）に準ずるものとする。

（関係者の出席）

第7 会長が必要と認めるときは、協議会及び部会等にその都度、関係者の出席を求めることができる。

（招集）

第8 協議会及び部会等は、会長が招集する。

（会議等の公開）

第9 会議及び会議に係る審議資料、議決事項、会議録等（以下「会議録等」という。）は原則として公開する。

2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は、必要な条件を付けることができる。

（庶務）

第10 協議会及び部会等に関する事務は、保健医療局保健政策部疾病対策課において処理する。

（委任）

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会等の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月13日から施行する。

附 則 （平成13年11月14日13衛福特第726号）

この要綱は、平成13年11月14日から施行する。

附 則 （平成14年4月1日14健サ疾第1号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年4月26日16健サ疾第3号）

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 （平成20年6月17日20福保保疾第386号）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 （令和5年6月21日5福保保疾第555号）  
この要綱は、令和5年7月1日から施行する。